

新城市高齢者福祉計画（案）への意見

提出期間 令和6年1月17日（水）から令和6年2月15日（木）まで
提出先 新城市高齢者支援課（新城市役所本庁舎1階5番窓口）
〒441-1392 新城市字東入船115番地
FAX 0536-23-7699 Eメール korei@city.shinshiro.lg.jp

御意見等

(意見)

新城市高齢者福祉計画 2029 に関する意見

要望を含み基本目標Ⅲ施策 6 に特化して

1, 意見具申にあたって

基本目標Ⅲ施策 6 に関し老人クラブなど高齢者の活動に関し個人の立場で要望を含め意見具申いたします。

2, 老人クラブ及び高齢者活動の現況

新計画を策定するにあたって、高齢者活動の現況を今一度確認いたします。

① 新城市の老人クラブ等高齢者活動の実態

新城市老人クラブ連合会は昭和 38 年に老人福祉法の制定により発足し、平成 17 年の三市町村合併に伴う各市町村老人クラブ連合会の合併を経て、現在に至っています。加盟単位クラブ・会員数は、平成 18 年現市老連発足時 104 クラブ・5,824 名をピークに減少を続け、今年度は 16 クラブ・538 名まで落ち込んでいます。直近のデータは P70 「主要事業等の量の見込み」とおりです。市老連非加盟クラブもありその実態は正確に捉えられておりませんが、いずれにしても減少は間違いないものと思われま

この傾向は全国共通であり、全国老人クラブ連合会(全老連)加盟クラブも令和 4 年 3 月末時点で加盟単位クラブ 85,805・会員数 4,387,233 名ですが、10 年前平成 24 年対比でクラブ数 26,590(23.6%)・会員数 2,305,166 名(34.5%)の減となっています。

そして、残念ながら市老連も平成 5 年度をもって活動休止、6 年度をもって解散の状態に立ち至っております。また、趣味活動についても指導者高齢化による活動停止例を聞いております。

② 老人クラブ等高齢者活動の停滞状況の原因として次の要因が考えられます。

・社会的要因

経済の進化による所得増・医療技術進歩による長寿命化・情報技術の飛躍的進歩による社会生活・制度の変化など社会の変化。

・高齢者個人レベル要因

上記社会的要因を受け、ライフスタイルの変化・高齢者就業機会の増加・高齢者生

新城市高齢者福祉計画（案）への意見

活ニーズの多様化など老人クラブ活動等への加入意欲・必要性の減少。

・老人クラブ要因

高齢者を取りまく社会・個人レベルでの変化に対応が十分でなかった事。老人クラブ活動の内容は趣味・健康・社会福祉・啓蒙活動等で構成されますが、その基本形は昭和時代に定まり、その継承で推移し、時代の変化に対応が追い付きませんでした。

趣味の多様化・長寿化による高齢者意識の希薄化・個人単位での情報取得の高まりが生活の質の向上を生み、相対的に老人クラブのイメージ・魅力の低下を招いています。

③ マンパワーの不足

以上の要因が絡みあい老人クラブ新規加盟者の減少となり、高齢化・リーダー欠如による人事の硬直化が組織維持を不可能とし、主に人的側面よりクラブの休会・解散を招いています。この傾向は今後も継続するものと考えられます。

新城市老連の解散もこの要因によるものと思われる。

2, No.63～68 事業について

上記の老人クラブ等高齢者活動の実態・将来像を考えれば、具体策の記述がありませんので不明な点が多いのですが、No.63～68 事業の推進には従来通りの老人クラブ等の高齢者活動組織を中心とした方式では対応不可能と考えられます。現実に市老連・老人クラブの解散が現実化しており、活動の中心となる組織が先細りしています。地域老人クラブ・高齢者活動団体の補助と、新しい次元での展開が望まれます。

また、新城市においては高齢者福祉政策の内、健常高齢者政策への力点が介護計画に比し低いように思われます。

3, 高齢者活動に対する意見・提案

・老人福祉法第 13 条は昭和 38 年制定ですが、その意義は依然意味あるものです。健常な高齢者が活躍して健康寿命を延伸し、介護制度の利用の減少・開始時期の延期とはつらつ世代の活動の充実を図ることは非常に重要です。また基本目標Ⅲ 高齢者が活躍して支え合うまちづくりを実現するために、新しい形での高齢者活動支援が必要に思われます。

・高齢者活動団体解散の最大の原因である団体の取りまとめ役・運営担当者欠如という人的側面を、社協・その他団体を含め行政で肩代わりするもので、団体活動の不得手な高齢者の参加も促進し、組織取りまとめ・企画・実施・は不可であるが参加意欲のある高齢者のニーズに応えるためでもあります。以下新組織私案①・要望②～⑤を記述します。

① 健常高齢者活動の組織横断的担当部署の創設 組織概念図参照

i 組織の全体像・役割

新城市高齢者福祉計画（案）への意見

・高齢者活動を総括して一手に担当し、従来市老連・社会福祉協会（社協）・いきいきライフの館で行っていた活動の高齢者の苦手な実務面を、業務として行政の一セクションとして担当します。

基本的活動方針・計画は、高齢者・高齢者活動サポーター・行政・社協で構成する組織で立案します。事務局メンバーは行政・社協などより構成し、立案した計画に基づいて具体的計画を講じ企画・運営・実施します。

ii 業務

・地域老人クラブ・高齢者活動団体のサポート

総会・年度計画・予算・決算等の事務補助、補助金申請の補助等

・趣味・スポーツ・健康づくり・各種啓蒙活動等の企画運営

P26・28 アンケートに見られるとおり大きなジャンルとしての趣味活動は多数の支持があるものと思われます。

高齢者活動メニューの例として

趣味メニュー：ハイキング・自然観察・歴史教室・グルメ・園芸・教養講座・IT関連・美術・音楽等

スポーツメニュー：グラウンドゴルフ・ゴルフ・軽スポーツ等

安全・安心メニュー：免許返納・特殊詐欺・防火・防災等で、義務的活動はいたしません。

iii 対象者 市内老人クラブ等高齢者活動団体・個人高齢者

② 移動手段の確保

高齢者活動範囲を束縛するものとして、移動手段の不足があります。高齢者活動の予算は低額であり、また身体的・経済的な条件もあって、バスでの移動が不可欠です。現在社協の福祉バスが利用可能ですが、キャパシティが小であり、従前のような市バス利用の復元を望みます。

③ 高齢者活動拠点の創設

高齢者活動拠点として老人福祉センターが身近なものとしてありますが、令和6年度末をもって閉鎖となります。他にいきいきライフの館がありますが、手狭であり上記①の拠点としては不十分かと思われます。今後の新城市の高齢者活動の中心となる拠点の再考を求めます。

④ アライアンス参加国の活用

新城市はアライアンス提唱市として16か国の友好市があります。国情はそれぞれ違いますが、基本的な価値観は共有しています。この財産を活かし、参加市での高齢者活動状況の情報交換を求めます。いずれの市でも少子高齢化の波は到来しているものと思われます。是非実施をお願いいたします。

新城市高齢者福祉計画（案）への意見

- ⑤ 具体的計画策定に当たっては、予算面・人的側面より実施可能・不可能を明確化し、メリハリのきいた現場の動きやすい策定を要望します。

添付資料：組織概念図

御意見等に対する市の考え方

ご意見にあります、3. 高齢者活動に対する意見の中に「健常な高齢者が活躍して健康寿命を延伸し、介護制度の利用の減少、開始時期の延期とはつらつ世代の活動の充実を図ることは非常に重要」とあります。こちらにつきましては、ご意見のとおり非常に重要なことだと認識しており、基本目標Ⅰの施策：フレイル・介護予防活動の推進がまさにこの取り組みとなっています。

また、「高齢者が活躍して支えあうまちづくりを実現するために、新しい形での高齢者活動支援が必要」とあります。

こちらにつきましても、基本目標Ⅲの施策に加え、P 5 9 基本目標Ⅰの施策2の中にある事業、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、地域の課題やニーズを把握し、地域で活動する団体のバックアップをする役割も担っています。現在、地域自治区制度も根付いてきており、大きな団体の活動から地域自治区毎、個々の団体による活動が主流となっていることから、その活動をより活発化する取り組みが、今後さらに重要になっていくと考えています。